

令和 8 年度 し尿浄化槽保守管理業務請負
仕様書

1. 件名

令和8年度 し尿浄化槽保守管理業務請負

2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター（以下「機構」という）のし尿浄化槽保守管理業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

本業務は、し尿浄化槽の機能を常に正常な状態に維持するために実施するもので、受注者は施設の構造、取扱方法、関係法令等を充分理解し、受注者の責任と負担において、本業務を実施するものとする。

3. 契約範囲

- (1) 定期保守点検業務
- (2) 法定検査業務
- (3) 定期清掃業務
- (4) 汲取り作業

4. 対象設備の概要

| | 名称 | 処理方式 | 処理能力 | 汚泥量 (予定) |
|---|-------------|---------------------|-------|---|
| 1 | 閑根施設動力棟前 | 接触曝気方式沈殿分離槽（合併処理） | 119人槽 | 25.0 m ³ (滅菌用薬剤 77.4 kg) |
| 2 | 技術管理棟付属建家 | 分離接触曝気方式三次処理槽（単独処理） | 30人槽 | 4.4 m ³ |
| 3 | 事務棟（大湊施設） | 腐敗タンク方式平面酸化型（単独処理） | 70人槽 | 8.0 m ³ |
| 4 | 燃料交換棟（大湊施設） | 腐敗タンク方式平面酸化型（単独処理） | 20人槽 | 3.0 m ³ |
| 5 | 保管建屋 | 分離接触曝気方式（単独処理） | 225人槽 | 28.0 m ³ |
| 6 | 保管建屋守衛所 | 分離接触曝気方式（単独処理） | 5人槽 | 1.2 m ³ |
| 7 | 実験工房 | 分離接触曝気方式（単独処理） | 21人槽 | 3.3 m ³ |
| 8 | 環境分析室 | 汲取り型 | | |
| 9 | 機排棟 | 汲取り型 | | |

5. 実施場所

- (1) 青森県むつ市大字関根字北関根 400 番地
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター 関根施設
- (2) 青森県むつ市港町 4 番 24 号
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター 大湊施設

6. 実施期日等

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで。

(2) 定期保守点検

次の期間ごとに実施する。

| | |
|---------------------------|----------|
| イ. 関根施設動力棟前（放流ポンプ、流入ポンプ付） | 2 回/1 カ月 |
| ロ. 保管建屋 | 1 回/2 カ月 |
| ハ. 技術管理棟付属建家、保管建屋守衛所、実験工房 | 1 回/3 カ月 |
| 二. 事務棟（大湊施設）、燃料交換棟（大湊施設） | 1 回/6 カ月 |

(3) 定期清掃

| | |
|-----------|-------|
| イ. 凈化槽の清掃 | 1 回/年 |
|-----------|-------|

但し、事務棟（大湊施設）及び燃料交換棟（大湊施設）は、定期清掃の他に年 1 回抜取り清掃を行う。

- (4) 法定検査及び BOD 検査 1 回/年

- (5) 渣取り作業 その都度/年

7. 作業内容

本業務を実施するに当たっては、本仕様書に定める事項の他、点検マニュアル、機器取扱説明書を充分理解のうえ実施するものとする。

(1) 保守点検及び清掃

環境省関係浄化槽法施行規則第 6 条及び第 7 条に基づき実施するものとする。

(2) 法定検査

浄化槽法第 11 条に基づく検査

(3) BOD 検査

建築基準法施行令第 32 条に基づく検査

- (4) し尿浄化槽の清掃及び保守点検に必要な消耗品、薬剤及び検査に係る費用は全て受注者の負担とする。

- (5) し尿浄化槽の清掃及び保守点検に係る電気料・水道料については、機構が負担する。

- (6) 渣取り作業は、機構の指示により行うこと。その費用については、別に定めるものとする。

- (7) 関係法令等による関係官公署等に対する諸手続き及び必要な費用は全て受注者の負担とする。

8. 資格要件

受注者は、以下の業者登録がある者とする。

- (1) 凈化槽保守点検業
- (2) し尿収集運搬業
- (3) 凈化槽清掃業
- (4) 凈化槽汚泥収集運搬業

9. 提出書類

| 書類 | 指定様式 | 提出期日 | 部数 | 備考 |
|-------------------|------|------|----|----|
| 点検記録表又は 管理報告書 | 指定なし | その都度 | 1部 | |
| 法定検査結果表 | 指定なし | その都度 | 1部 | |
| BOD検査結果表 | 指定なし | その都度 | 1部 | |
| その他機構が必要 とする書類 | 指定なし | その都度 | 1部 | |

(提出場所)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター 総務・共生課

10. 検収条件

仕様書の定めるところに従って業務が実施されたと機構が認めたときをもって業務完了とする。

11. 特記事項

- (1) 受注者は、業務履行上知り得た情報を、機構の許可なく第三者に口外してはならない。
- (2) 受注者は、異常事態が発生した場合、機構の指示に従い行動するものとする。
- (3) 機構は、業務履行中に生じた損害が、受注者側の過失等によるものであるときは、受注者に対して、その損害を求償することができる。
- (4) 受注者は、本仕様書の各項目に従わないことにより生じた、機構の損害及び他の損害についてすべての責任を負うものとする。
- (5) 受注者は機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にも認められていることを認識し、機構の関係法令及び規定等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (6) 受注者は、従事者に関して労基法、労安法その他法令上の責任及び従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うとともに、これらコンプライアンスに関する必要な社内教育を定期的に行うものとする。
- (7) 受注者は、善管注意義務を有する貸与品及び支給品のみならず、実施場所にある他の物品についても、必要なく触れたり、正当な理由なく持ち出さないこと。

(8) その他仕様書に定めのない事項については、機構と協議のうえ決定する。

12. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（収入印紙物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上